

■ 感染症の種類と登校停止期間の基準

感染症の種類		登校停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断する）
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）	
	中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症	
	指定感染症	
新感染症		
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過（発症日を0日目とカウント）し、かつ、症状が軽快した後1日を経過（軽快した日を0日目とカウント）するまで
	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで ※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで ※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで ※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 *	

\* 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）